

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和2年度）

住 所 長崎県大村市箕島町593番地

事業者名 長崎空港ビルディング株式会社
 代表者名（役職名及び氏名）
 代表取締役社長 幸重 孝典

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客搭乗橋(PBB)	・PBB更新時にノンステップPBBの導入を検討する。	ノンステップPBB導入に向けて情報収集を実施。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者に関する民間資格を持つ職員の配置	・案内所は「サービス介助士」有資格者を配置 ※案内所スタッフを含め、社内に76名の有資格者が在籍	計画通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・簡易筆談器の活用 ・車椅子の活用 ・ウェブアクセシビリティ	・案内所に簡易筆談器を設置し、聴覚障害者等の対応に活用 ・案内所に車椅子(3台)を設置し、高齢者・障害者に対応 ・長崎空港ホームページは「文字サイズ・色の変更」対応 ・空港情報誌(館内マップ有り)は、音声読み上げソフトからの閲覧に対応	計画通り実施済

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・研修の実施	・全社員に対しサービス介助士スキル社内訓練の実施 ※各部門から選出された社員を対象にリフレッシュ訓練を実施し、「社内インストラクター」として育成。その社員が各部門内で全社員に普及訓練を実施。	計画通り実施済
・障害者に関する民間資格者の養成	・2020年オリ・パラに向け、次年度の社内サービス介助士有資格者養成を検討。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・車椅子利用者や障害者の公共交通利用の際には情報共有を行い、利用しやすい環境作りを実施。
--

(3) その他

--

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況（航空旅客ターミナル施設ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
長崎空港 国内線旅客ターミナルビル	長崎県大村市箕島町	8,471人	○	○	6 (5)	○	○	○
長崎空港 国際線旅客ターミナルビル 空港ビル会社部分	同上	183人	○	○	—	○	○	○
長崎空港 国際線旅客ターミナルビル CIQ部分	同上	—	×	×	1 (1)	×	○	×
(合計) ターミナル			2	2	7 (6)	2	3	2

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	—
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—

(第13号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。